

真庭市旧遷喬尋常小学校周辺環境調査業務
公募型プロポーザル審査委員会設置規程

1 目的

真庭市唯一の重要文化財である旧遷喬尋常小学校校舎を活用しながらエスパスランド全体を利活用していくため、敷地内建物の機能やこれからの整備内容について、整理・見直しを行い、全体で一体的活効率的な運用をつなげるため、企画提案を募集し、優れた発想力や豊富な経験を有する者を受託候補者として特定することを目的とします。

2 委員会の名称

真庭市旧遷喬尋常小学校周辺環境調査業務公募型プロポーザル審査委員会

3 プロポーザル方式

公募型プロポーザル

4 審査の対象となる業務

真庭市旧遷喬尋常小学校周辺環境調査業務の事業者を選定する業務

5 所掌事務

- (1) プロポーザル実施に係る要領等に関する審査
- (2) 最優秀提案者を決定するための選定基準に関する審査
- (3) 企画又は技術に関する提案書に関する審査
- (4) 最優秀提案者の決定に関する審査

6 組織

委員会の委員は行政職員 5 名をもって組織する。

7 会議の公開等

真庭市旧遷喬尋常小学校周辺環境調査業務事業者選定プロポーザル審査委員会の会議の公開、非公開については委員長が決定する。

8 報酬

委員の報酬は、真庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及費用弁償に関する条例(平成17年真庭市条例第47号)別表第 1 プロポーザル審査委員会委員の規定によるものとする。

9 委員会の庶務

真庭市役所生活環境部スポーツ・文化振興課が処理する。